

鈴鹿市選挙管理委員会告示第21号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、期日前投票所の開閉時間を次のとおり変更する。

令和6年10月10日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 宮崎由美子

期日前投票所

- 1 施設の名称 白子地区市民センター2階 会議室
- 2 設置期間 令和6年10月16日から令和6年10月26日まで
- 3 開閉時間 午前8時30分から午後7時まで